

# 令和8年度善通寺市公用バス等運行管理業務公募要領

## 1 事業概要

- (1) 業務名称：令和8年度善通寺市公用バス等運行管理業務
- (2) 委託期間：令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (3) 委託内容：善通寺市公用バス及び南部小学校スクールバスの運行に関するもの  
※詳細については別添仕様書参照のこと。

## 2 受託者選定方法

- (1) 公募型プロポーザル方式
- (2) 評価方法

本業務の調達は企画競争によることとし、提出された提案書一式の書類審査によって行い、その評価により優先交渉権者を決定する。

本業務に係る企画競争に参加しようとする者は、必要書類を指定した日時までに提出すること。なお、審査期間中に、提案の詳細に関する補足資料の提出を依頼する場合があるので対応の準備をしておくこと。

## 3 事業費上限額（税抜）

12,000,000円/年

うち、公用バス上限額 6,180,000円/年

なかよし号及びスクールバス上限額 5,820,000円/年

※上記公用バス上限額には、次の金額を含まない

- (1) 運行計画により、本市所有のバスを2台同時に運転せざるを得なくなった場合の費用
- (2) 仕様で定める運行時間・運行見通しを超過して運行することになった場合の費用
- (3) 運転乗務員等の宿泊を伴う運行業務に関する費用

## 4 公募に参加する事業者に必要な資格

以下に掲げる条件をすべて満たしている事業者。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 国・県・市税を滞納していないこと。
- (3) 本業務において必要な資格を有する事業者であること。

## 5 日程

令和8年 1月13日（火） 公示・公募開始  
令和8年 1月23日（金） 正午 質疑締切  
令和8年 1月27日（火） 質疑回答  
令和8年 2月 3日（火） 17時 公募締切・審査開始  
令和8年 2月 9日（月） 参加者への参加承認通知  
令和8年 2月18日（水） 17時 提案締切  
令和8年 2月24日（火） 頃 審査会  
令和8年 4月 1日（水） 契約締結・業務開始

## 6 募集期間等

### (1) 公募期間

令和8年1月13日（火）から令和8年2月3日（火）まで  
仕様書等必要資料は善通寺市役所ホームページからダウンロードすること。

### (2) 参加表明書等提出方法

次の書類を「10 提出場所」へ直接持参又は郵送等により送付すること。

電子メール・FAXでの提出は認めない。

なお、エ～カは申請日前3か月以内に発行されたものに限る。

ア 参加表明書（様式1）

イ 参加者の事業実績一覧（様式2）

ウ 様式2に記入した事業にかかる契約書の写し

エ 善通寺市税についての完納証明書（滞納のない証明書）

ただし、市外事業者等で善通寺市税の課税対象とならない者は提出不要

オ 香川県民税について未納税額がない旨の証明書（写し可）

カ 法人税と消費税及び地方消費税について未納税額がない旨の証明書（写し可）

キ 4(3)に該当する資格を有することが分かる書類の写し

### (3) 提出期限

令和8年2月3日（火） 17時（必着）

## 7 提出書類等に関する質問の受付

### (1) 質問期間

ホームページ公表の日から令和8年1月23日（金） 正午まで

### (2) 質問方法

電子メール又はFAXで件名を「公用バス等質問事項」として下記の宛先に送付すること。様式は質疑書（様式3）によるものとする。ただし、これにより難い場合は別紙（様式任意）によることができる。

(3) 送付先

善通寺市役所総務部総務課 担当 永井・明石

Fax 0877-63-6350

Mail soumu@city.zentsuji.kagawa.jp

(4) 回答方法

原則文書回答とする。

8 参加承認の通知

参加表明書等の書類審査ののち、審査参加の可否を通知する。

参加承認の通知については、令和8年2月9日（月）に行う。なお、通知方法は参加表明書に記載されたメールアドレス又はFAX番号あてに送信する。

9 提出書類

(1) 提案書

ア 以下の順で内容を記した提案書を提出すること。様式は任意とする。

- i ) 会社概要・受託実績（当該運行に必要な許可等も示すこと）
- ii ) 運行体制
- iii ) 車両の維持管理・事故に対する対応について
- iv ) 費用について
- v ) 発注重複の際に、本市所有のバスをもう一台運転せざるを得なくなった場合の対応（体制・金額（税抜））
- vi ) 閑散期（運行予定日が少ない月又は期間をいう。）における費用削減案について  
※提案の内容が優れているものについてはv) の内容を契約対象とする場合がある。

イ 提案書表紙に、会社名、所在地、電話番号、FAX番号、担当者名、担当者メールアドレスを記載すること。

ウ 提案書のほか、同様事業の実績を記すこと。

エ 別紙仕様書等に基づき運行・保守に関する必要な事項を漏れなく記載すること。提案書はA4版の両面印刷（分割なし）とする。

オ 費用の見積りをアのiv) の記載の他に見積書として提出すること。見積金額は税抜とする。積算根拠（人件費・経費・管理費・施設費用・自賠責保険料・任意保険料等）も明記すること。また、見積金額は年額総額記入とし、宿泊経費以外の請求（時間外経費・休日運行経費等の請求）が発生しないようにすること。なお、様式は任意とする。

カ 提案書は専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、可能な限り分かりやすい内容にすること。

(2) 提出方法

「10 提出場所」へ直接持参又は郵送等により送付すること。

電子メール・FAXでの提出は認めない。

(3) 提出期限

令和8年2月18日（水） 17時（必着）

(4) 提出部数

ア 提案書 6部

イ 見積書 1部

10 提出場所

〒765-8503

香川県善通寺市文京町二丁目1番1号

善通寺市役所 総務部総務課 担当 永井・明石

11 採点について

配点は以下のとおり

9(1)アのうち、i)、ii)、iii)、v)、vi) は各10点。iv) は50点。

12 選定結果通知及び契約の締結

選定結果については、令和8年2月27日（金）までに優先交渉権者のみに通知する。

結果についての異議は一切受けない。契約の締結は、優先交渉権者と契約交渉を行い、予算確定後、令和8年4月1日（水）までに行う。

13 その他の留意事項

- (1) 本プロポーザル審査の結果は善通寺市議会での予算議決を経た後、効力を生ずるものとする。ただし、予算が否決されたときは、このプロポーザル審査の結果は無効とし、発注者は、受注者に対し一切その責任を負わない。
- (2) 提案に要する経費は、提案者負担とする。
- (3) 提出された提案書等については、返却しない。
- (4) 提出された提案書等は、業者の選定以外の目的で使用しない。
- (5) 提案書を受理した後は、内容の追加及び修正は認めない。
- (6) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、善通寺市情報公開条例（平成12年3月条例第1号）に基づき提出書類を公開することがある。
- (7) 優先交渉権者が法令等に違反した又は違反する恐れがある場合は、12の要領に問わらず、選定結果の次点の者を優先交渉権者に決定する場合がある。

14 問合せ 〒765-8503

香川県善通寺市文京町二丁目1番1号

善通寺市役所 総務部総務課

担当 永井・明石

TEL 0877-63-6302

FAX 0877-63-6350